



NEWS LETTER



NO3

適格消費者団体・特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま 〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316

FAX: 086-230-1317

Eメール: shounet@okayama.coop

ホームページ: <http://okayama-con.net>

2016年4月発行

平成27年度

特集号

消費生活サポーター講座（県委託事業）報告

県内17カ所で開催、512名がサポーター宣言を行いました

身近な若者や高齢者が消費者被害や「特殊詐欺」に遭う事例は後を絶たず、不安が広がる一方で、消費者被害を未然に防ぐための啓発や地域見守りの活動も関係行政・諸団体によって熱心に進められています。

県の委託事業である「消費生活サポーター講座」も、消費生活に関する知識の習得、トラブル発生時の相互の声かけと相談機関へのつなぎ方などを学ぶ機会として開かれてきました。

3ヵ年に行われた「講座」では2,373名がサポーター宣言を行いました。

講座は、「地域における見守り役としてのサポーター養成」を掲げ、リーダー育成に主眼を置きながら、講師の講話をもとに、参加者同士で話し合い、気づきを通して学び合い、対策内容を交流・共有するというイメージして進められました。



感想アンケートには、「孤独者をつくらないためにも”気配り・気遣い”を大切にして、誰とでも話し合える人間になりたい、人と人同士のつながりを大切にしたいなどサポーターとしての”心得”を学んだことが述べられています。

これからも、講座が、消費者被害に遭いやすい高齢者等の安全安心な消費生活の‘支え’になる方を養成するとともに、消費生活のトラブルを未然に防ぎ、地域の見守りに少しでも役立つ学びの場となることが期待されています。



〈受講者アンケートの結果から〉

家庭でも職場でもご近所でも普段と違う様子が気づくこと。

- ・ 周りでどんな人が被害に遭っているか気づくこと。
- ・ 被害に遭った人を責めず話しを聞くこと。
- ・ なんでも話せる関係を作っておくこと。
- ・ 情報をきちんと受け取り伝えられること。
- ・ どこに相談すればよいかを知っておくこと。

など、地域の見守り手としての「心得」を説く声とともに、一方で、騙されて被害に遭っているようなのに、本人がそう思っていない場合は、どう扱えばよいか、悩ましい。といった声も寄せられています。

講座の開催状況〔開催日・開催地・主催団体・参加者・講師等〕一覧

回	開催日	開催地	主催団体等	参加者数	講師	備考
①	6/25	里庄町	地域包括支援センター	30	米山祥子(相談員)	
②	7/24	鏡野町	地域資源活用ビジネス推進委	5	米山祥子(相談員)	
③	8/25	玉野市	消費者問題研究協議会	4	岡 美穂(相談員)	台風直撃
④	8/27	新見市	おかコ・エリアわくわく委員会	17	三宅元子(大学教師)	
⑤	9/ 7	和気町	いきいきサロン(老人クラブ)	10	丹治泰弘(司法書士)	
⑥	9/11	津山市	津山市民生委員協議会	21	米山祥子(相談員)	
⑦	10/ 9	和気町	介護保険課(介護支援専門員)	20	河端武史(弁護士)	
⑧	10/15	津山市	城北地区民生委員協議会	30	佐藤素子(相談員)	
⑨	10/28	浅口市	消費者問題研究協議会	53	岡 美穂(相談員)	
⑩	11/28	新見市	高尾地区防犯組合連合会	18	肥田弘昭(弁護士)	
⑪	12/11	浅口市	おかやまコープ&倉敷医生協	43	岡 美穂(相談員)	鴨方町
⑫	1/28	美作市	湯郷地区社会福祉協議会	84	高原佐知(司法書士)	
⑬	2/ 2	美咲町	柵原ふれあい学級	60	丹治泰弘(司法書士)	
⑭	2/29	総社市	おかやまコープくらし委員会	16	三宅元子(大学教師)	
⑮	3/ 3	奈義町	勝田郡老人クラブ連合会	63	片岡靖隆(弁護士)	
⑯	3/11	玉野市	消費者問題研究協議会	23	高原佐知(司法書士)	荘内
⑰	3/12	瀬戸内市	福田地区社会福祉協議会	15	宮川康弘(司法書士)	邑久町
			計	512		

【取組の特徴】

- ① 7市5町の消費者団体、福祉団体などの主催により開催され、消費生活サポーター宣言(証)を授与したサポーターは512名となりました。
- ② 今年度は開催の呼びかけを消費生活センター未設置の市町村、および県北中心に行ったことや地域見守りのリーダー養成に力点を置いたこともあって、開催依頼地域が減少し17ヵ所となりました。(26年度33ヶ所、25年度21ヶ所)
- ③ 主催団体は、その多くが社会福祉協議会関連団体(老人会、民生委員協議会、介護福祉等)や地区の代表者、防犯組合に携わる人たち、消費者組織の地域代表的な人たちの集う場となり、開催主旨に一步近づきました。
- ④ 講師は、当消費者ネットおかやま会員の専門家(弁護士・司法書士・専門相談員等)を主に配置され、今後の研修・養成等の講座担当講師団として活躍が期待されま
- ⑤ 講座のすすめ方について、ワークショップ方式を取り入れたところでは、参加意識も高まって、講座内容の理解が深まりました。



消費生活サポーター講座 平成28年度の取り組みに向けて

岡山県委託業務

今年度も全県で開催します！

～消費者被害による不安を解消し、安心して暮らせる地域づくりをめざして～
下記要件のもとで、実施できます

- 1 県内在住の方で、講座当たりの参加者は概ね20名程度です。
(参加者の上限制限はありません。再受講者も大歓迎！)
- 2 開催日時、会場設定はご希望をもとに調整します。
- 3 参加費は無料です。主催団体等のご負担もありません。
- 4 講座の所要時間は、事務連絡等を含め概ね120分程度です。
- 5 受講後、「消費生活サポーター宣言」(名刺サイズのカード)を授与します。

開催すること

になったら

ご一報ください！

開催の目的	○行政、福祉関係者、消費者、専門家(司法・相談員)などが協力して、高齢者・障がい者・などを支える「地域見守りネットワークづくり」をめざします。 ○消費者被害等に遭いやすい人の見守りなど、安全安心な消費生活の“支え”になる方を養成します。
-------	---

消費生活サポーター講座では こんなことを学びます

最新の被害事例

例・劇場型投資詐欺

・インターネット
トラブル

消費者被害の未然防止のための

知識・心構え

知識・心構え

相談を受けたときの

連絡先や“つながり”

の手立て

消費者被害に遭い

やすい人への見守り

対処法

サポーター活動の

留意点

・気づきのポイント

・被害者に言ってはいけない禁句集

国民生活センターからの情報…ご参考に！

約1年前、知人に「率の良い投資がある」と勧められた。投資先は外国で、短期間で配当が支払われるので投資額がわずかな期間で倍になるという。さらに、人を紹介すると、紹介料も支払われるとのこと。説明を信じ、紹介者の個人口座に150万円振り込んだ。当初、配当は振り込まれたが、その後入金はなくなった。投資したお金も取り戻せず、紹介者とも連絡が取れない。（80歳代 男性）

見守り
新鮮情報
No.244

知人から誘われ投資したが、元金も戻ってこない

つらい
助言

- リスクのない投資はほとんどありません。内容や仕組みを理解できない場合は、契約をしないことが重要です。うまい話はありません。
- 親しい友人や知人からの誘いは断りにくいものですが、断る勇気も必要です。自身も友人を勧誘することにより、その人との関係を壊してしまうこともあります。
- 少しでも不安に思ったら、お金を支払う前に、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）

「3千円でエアコンの洗浄をします」と電話があったので依頼した。作業終了後、担当者に「風呂掃除が大変だ」と話したら、「汚れ防止のコーティングをすれば楽だ」と勧められた。「1カ月6千円の支払い」と言われ、60回払いのクレジット契約をし、作業はその日のうちに終わった。後で契約書をよく見たら支払い総額が約37万円と高額であり、安易だったと後悔している。（60歳代 女性）

見守り
新鮮情報
No.247

3千円のエアコン洗浄を頼んだら、高額な別作業も追加することに…

つらい
助言

- 低価格だから頼んだのに、作業後に高額な別契約を追加することになったという相談が寄せられています。追加の契約はその場では決めず、本当に必要かどうか検討しましょう。
- 特に業者が室内に入る場合は、断りにくい状況になりがちです。なるべく家族や周りの人につきそってもらい、一人では対応しないようにしましょう。
- 契約してしまっても、クーリング・オフ等ができる可能性があります。できるだけ早めに、お住まい自治体の消費生活センター等にご相談ください。

“いざ”という時の連絡先

- 岡山県消費生活センター ☎086-226-0999
火曜日～日曜日（祝日・年末年始は除く）
9:00～16:30
- 消費者ホットライン
【全国共通相談ダイヤル】188（いやや）
- 岡山県警察本部「生活環境110番」 ☎086-231-9449

この講座は、岡山県の委託によりNPO法人消費者ネットおかやまが実施しています。